

随意契約理由書

件名	防災行政無線（同報系）システム更新工事監理委託
契約の相手方	ビーム計画設計株式会社
根拠法令	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
随意契約理由	<p>当該工事の品質・性能確保につなげるためには、設計趣旨を十分熟知し、必要な専門知識を有した者が、施工者への的確に指示し、正確な設計意図を確実に伝達する必要があります。</p> <p>このことから、当該工事の設計業務を行ったビーム計画設計株式会社と地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により随意契約を締結するものです。</p>
備考	